別表第3 (第12関係)

第1欄	第2欄
営業場所(条例別表第 2	施設は,不潔な場所に位置しないこと。
第1号関係)	
面積(条例別表第2第1	施設は,他の用途に併用しないものであり,取扱数量に
号関係)	応じた広さを有するものであること。
食品を取り扱う区域の区	食品を取り扱う区域の区画は長テーブル等の構造物で
画(条例別表第2第2号,	示されていることやテントの境界にロープを張ることな
第5号二(1)関係)	どで従業員以外が容易に立ち入ることのできない構造と
	することができる。
施設の防じん等(条例別	施設には,じんあいの侵入を防止できる適当な膜構造
表第2第3号イ,第5号	の屋根、覆いなどの設備を設けること。ただし、営業期間
二 (2) 関係)	が同一場所で連続して15日以上の施設にあっては、じん
	あい及び廃棄物による汚染を防止できるよう完全区画さ
	れ、外部からのねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備
	が設けられていること。
採光及び照明(条例別表	施設には、衛生上必要な照明設備を設けること。ただ
第2第3号本,第5号二	し,自然光線による照度で支障がない場合は,照明設備を
(3) 関係)	有しないことができる。
給水設備(条例別表第 2	次の基準を満たすこと。
第3号个,別表第3第1	イ 使用水は、水道水又は水道水以外の飲用に適する
号ロ,第4号へ関係)	水であること。
	ロ 営業期間が同一場所で連続して15日以上の施設に
	あっては、自動的に、かつ十分に供給できる水道設備
	を設けること。
	ハ 営業期間が同一場所で連続して15日未満の施設に
	あっては、約 40L 以上の蓋付きの給水容器、かつ廃
	水を保管することのできる貯水容器を設けること。
手指洗浄消毒設備(条例	施設には、手指洗浄消毒設備を設けること。ただし、営
別表第2第3号チ関係)	業期間が同一場所で連続して15日未満の施設にあって、
	手指洗浄設備として給水容器を使用する場合は、蛇口付したのよのしたステム
\(\lambda \pi_1\pi_2\pi_1\pi_2\pi_1\pi_2\pi_1\pi_2\pi_2\pi_2\pi_2\pi_2\pi_2\pi_2\pi_2	きのものとすること。
冷蔵冷凍設備(条例別表	次の基準を満たすこと。
第2第3号ヌ関係)	イの飲食店営業
	冷蔵又は冷凍を必要とする食品を取扱う場合は、
	取扱数量に応じた容積と必要な機能を有する冷蔵冷
	凍設備を設けること。なお、冷蔵冷凍設備は機械式を
	原則とするが,営業期間が同一場所で連続して 15 日

	7
	未満の施設にあっては、機械式ではない保冷性を有
	する容器についても認めるものとする。
	口 魚介類販売業
	取扱数量に応じた容積と必要な性能を有し,原則
	として機械式で閉鎖式の冷蔵冷凍設備を設けるこ
	と。ただし,丸体については,氷水に浸漬して販売す
	ることを認めるものとし, その場合にあっては, 発泡
	スチロール製の容器その他の保冷性を有する容器に
	氷水を入れる形態とすること。また、使用する氷は、
	食品,添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第
	第 370 号) に適合するものを使用するとともに, 氷水
	の温度を確保するための補充用の氷を十分に確保す
	ること。
便所(条例別表第2第3	便所は、常に使用できるよう営業場所近隣に確保する
号ヲ関係)	ことが望ましい。
保管設備(条例別表第 2	施設には、取扱数量に応じた原材料のほかに、食品に直
第3号ワ関係)	接接触するおそれのある器具,容器包装等を衛生的に保
	管できる設備を設けること。
廃棄物容器(条例別表第2	施設には、蓋付きで十分な容積を有する廃棄物容器を
第3号力関係)	設けること。
洗浄設備(条例別表第 2	次の基準を満たすこと。
第3号レ,第5号ニ(4)	イ 営業期間が同一場所で連続して15日以上の施設に
関係)	あっては, 食品, 容器包装, 機械器具等を洗浄するた
	めの洗浄設備を有すること。
	ロ 営業期間が同一場所で連続して15日未満の施設に
	あって、洗浄設備として給水容器を使用する場合は
	食品、容器包装及び大型の機械器具類の洗浄を行わ
	ないものとし、蛇口付きのものとすること。ただし、
	洗浄を要する機械器具等を使用しない場合は洗浄設
	備を有しないことができるものとする。
温度計(条例別表第2第	冷蔵冷凍設備には、外部から見易い位置に温度計を設
4 号へ関係)	けること。また、発泡スチロール製の容器その他の保冷性
, , ,	を有する容器に氷水を入れる形態にあっては、氷水の温
	度を確認するための温度計を備えること。
清掃設備(条例別表第2	施設を清掃等するための専用の用具を必要数備えるこ
第4号卜, 第5号二(5)	کی کی
関係)	
1  美  余	l I